

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 2 年度
計画改定年度	平成 2 8 年度
計画変更年度	平成 2 9 年度
計画変更年度	平成 3 0 年度
計画改定年度	令和元年度
計画変更年度	令和 2 年度
計画改定年度	令和 4 年度
計画主体	能登町

## 能登町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 能登町 農林水産課  
所在地 石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字 50 番地 1  
電話番号 0768-62-8524  
FAX番号 0768-62-8505  
メールアドレス nourinsuisan@town.noto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	タヌキ、アナグマ、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	能登町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	金額 639千円 面積 63a
イノシシ	クリ	金額 0千円 面積 0a
ヒヨドリ、ムクドリ	ブルーベリー	調査未実施
スズメ	水稻 ブルーベリー	調査未実施
ツキノワグマ ニホンジカ	果樹、森林等	被害なし
タヌキ、アナグマ、 ハクビシン	野菜、果樹等	調査未実施
カラス	畜産	調査未実施

(2) 被害の傾向

イノシシにおいては、平成22年度より町内に進入し水稻、栗の食害が発生。町内全域で目撃・痕跡情報も急激に増え、被害が年々増加していたが、近年は電気柵等の普及と豚熱の影響によりイノシシが減少したことにより被害は減少している。しかし、令和4年度には増加傾向であり、今後の被害拡大が懸念される。

タヌキ、アナグマ、ハクビシン、ヒヨドリ等においては、町内全域にわたって果樹を中心とした被害が散見される。カラスについては、畜産のロールベールサイレージの被害が見られる。

ツキノワグマ、ニホンジカにおいては、今のところ農林業等の被害は報告されていないが、目撃情報が相次いでおり、農作物被害や地域住民等への人身被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ （水稲）	63a 639 千円	44a 447 千円
イノシシ （クリ）	農作物等の被害なし	現状の維持
ヒヨドリ、ムクドリ （ブルーベリー）	- a - 千円	- a - 千円
スズメ （水稲、ブルーベリー）	- a - 千円	- a - 千円
ツキノワグマ ニホンジカ	農作物等の被害なし	現状の維持
タヌキ、アナグマ、ハク ビシン	- a - 千円	- a - 千円
カラス	- 個 - 千円	- 個 - 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	捕獲罟の設置	○檻の設置等の知識向上、効率的な捕獲技術の習得 ○個人による対策ではなく、集落単位の対策が必要であることを周知しているが、理解が進んでいない
防護柵 の設置 等に関 する取 組	電気柵の設営 防鳥ネットの設置	○電気柵：町内で設置が進んでいるものの、すべての圃場を防護するまでには至っていない ○防鳥ネット：町内で設置が進んでいるものの、すべての圃場を防護するまでには至っていない
生息環 境管理 その他 の取組	誘引物の除去 緩衝帯の整備	○町内での誘引物の除去の周知の徹底 ○緩衝帯：緩衝帯設置についての啓発が進んでいない。また、地域ぐるみによる作業体制が整備されていない

### (5) 今後の取組方針

- 関係機関の連携強化、また、地域が一体となった被害防止体制の普及啓発活動推進
- 「地域ぐるみ」の被害防除体制の構築の支援
- 獣種ごとの対応について
  1. タヌキ、アナグマ、ハクビシン等  
地域住民からの情報提供をもとに、被害の状況を確認し、縮小に向けた取組を行う。
  2. イノシシ  
町内に進入し、平成30年度をピークに被害は減少傾向にあるが、依然として被害が発生しているため、被害縮小に向けた取組を行う。  
寄せ付けなくするために、地区毎で緩衝帯といったバッファゾーンを設置する。  
電気柵を張り巡らし、圃場に侵入させない。  
地区ごとに捕獲グループを育成し、個体数減に努める。
  3. ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ  
町の特産のブルーベリーの害鳥であり、被害の状況を確認し、縮小に向けた取組を行う。  
防除を徹底し、防鳥ネット見回り徹底を指導。
  4. カラス  
地域住民からの情報提供をもとに、現地確認・追い払いを行う。
  5. ツキノワグマ、ニホンジカ  
地域住民からの情報提供をもとに、現地確認・捕獲を行う

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ等は、地元猟友会による捕獲隊を結成し捕獲・駆除を実施する。町は、集落に対して被害防除について普及啓発等を行い、農作物等への被害防止に取り組む。

ツキノワグマ、ニホンジカに関しては、鳥獣被害対策実施隊を設置、民間隊員(猟友会員)と町職員による捕獲を行う。

対象鳥獣捕獲員の指名または任命については、今後の被害状況を考慮し検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ タヌキ等 その他獣類	能登町有害鳥獣被害対策協議会は猟友会と連携し、捕獲檻の設置を進めると共に、農業者及び関係者の狩猟免許取得のための助成を行い、狩猟免許有資格者の確保に努める
令和6年度	イノシシ タヌキ等 その他獣類	能登町有害鳥獣被害対策協議会は猟友会と連携し、捕獲檻の設置を進めると共に、農業者及び関係者の狩猟免許取得のための助成を行い、狩猟免許有資格者の確保に努める
令和7年度	イノシシ タヌキ等 その他獣類	能登町有害鳥獣被害対策協議会は猟友会と連携し、捕獲檻の設置を進めると共に、農業者及び関係者の狩猟免許取得のための助成を行い、狩猟免許有資格者の確保に努める

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>・カラス 現在、ロールベールサイレージの被覆を破る被害が見られ、被害発生時には臨機応変に対応する。</p> <p>・ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ 現在、果樹を中心に被害が見られ、防除計画（追い払い、ネット張り等）を作成し対処する。</p> <p>・イノシシ 平成30年度をピークに被害は減少傾向にあるが令和4年12月現在のイノシシ捕獲数は令和3年度の約3倍になっており、今後被害の拡大が懸念されている。県内各地の被害状況の把握や、捕獲技術の調査等実施し、適正な捕獲方法の確立を急ぐ。</p> <p>・タヌキ、アナグマ、ハクビシン等 地域住民からの情報提供をもとに、農作物被害が確認された地区において重点的に捕獲を行う。</p> <p>・ツキノワグマ、ニホンジカ 個体数調整による捕獲を行う。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
タヌキ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
イノシシ	1,900頭	1,900頭	1,900頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タヌキ、アナグマ、ハクビシン等 ワナの設置 実施期間 6～10月及び被害発生時に随時対応</li> <li>・ イノシシ ワナの設置 実施期間 年間を通じ設置、重点的に対応</li> <li>・ ツキノワグマ、ニホンジカ ワナの設置 実施期間 目撃情報に基づき随時対応</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
くくり罠でのイノシシ捕獲に際して、止め刺しを行う際は、接近することで捕獲者に危害を及ぶ可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用する

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 L=60,000m ワイヤーメッシュ 柵 L=1,000m	電気柵 L=60,000m ワイヤーメッシュ 柵 L=1,000m	電気柵 L=60,000m ワイヤーメッシュ 柵 L=1,000m
ヒヨドリ、 ムクドリ スズメ	防鳥ネット A=1.0ha	防鳥ネット A=1.0ha	防鳥ネット A=1.0ha

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
タヌキ、アナグマ、ハクビシン、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カラス、イノシシ、アライグマ等	集落単位での有害鳥獣対策の取組（定期的な見回り、草刈り、破損部の早期修繕、電気柵における定期的な電圧測定等）、現地研修会の開催		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

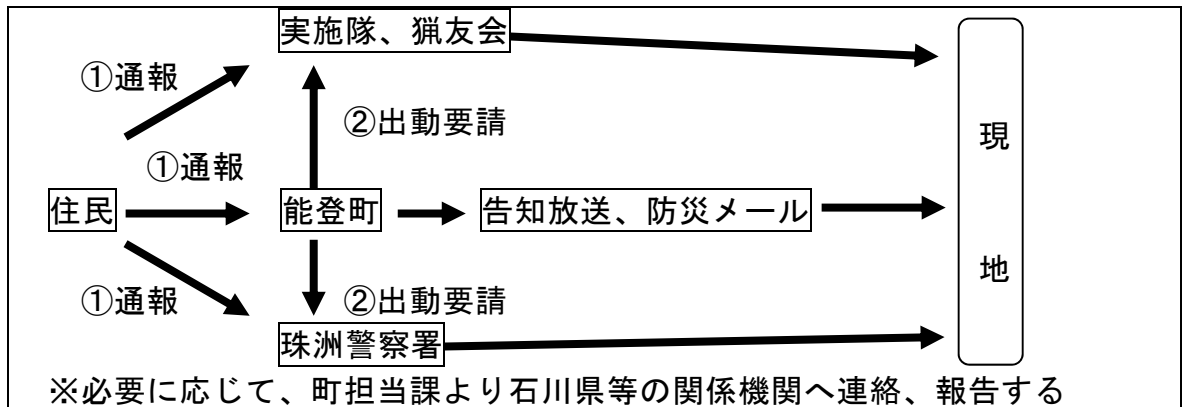
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	タヌキ、アナグマ、ハクビシン、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カラス、イノシシ、アライグマ等	町内での誘引物撤去の周知、鳥獣パトロールの実施、広報誌・HP等による情報提供、捕獲隊員の担い手育成、侵入防止柵の普及、地域懇談会・講演会などの開催、鳥獣類を農地に寄せ付けない集落環境づくりに向けての啓発活動や体制整備に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石川県 奥能登農林総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の発生地区の取り纏め</li> <li>緊急時の連絡、指導 など</li> </ul>
珠洲警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民からの情報収集</li> <li>緊急時の避難協力 など</li> </ul>
能登町	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣被害防止対策方法の啓発</li> <li>有害鳥獣駆除の実施</li> <li>緊急時には、警察、石川県及び奥能登農林総合事務所へ連絡し、指示を仰ぐ。 など</li> </ul>
町鳥獣被害対策実施隊、 石川県猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣被害対策方法の啓発</li> <li>有害鳥獣の捕獲 など</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、苦痛を与えないよう速やかに殺処分し、埋却または焼却する。

令和3年度の豚熱の影響により、捕獲頭数が大幅に減少したが、令和4年度は増加傾向にある。今後も捕獲頭数が増加傾向であった場合、専用の処理施設の建設を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲者や住民に対し「石川県や成獣肉の衛生管理及び品質管理に関するガイドライン」の普及啓発を図り、自家消費を推奨する
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術)	



研究等)	
------	--

(2) 処理加工施設の取組

当面は自家消費を奨励しながら、将来的な食肉利用につなげる。また、食肉加工施設の建設について検討する。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	能登町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
〈行政〉 能登町農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出没・被害等の情報収集・取り纏めと提供</li> <li>・ 被害防止計画の作成と周知</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的・財政的支援</li> <li>・ 研修会の開催等による人材の育成</li> </ul>
奥能登農林総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止技術等パンフレット作成・配布による普及啓発</li> <li>・ 鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理</li> <li>・ 鳥獣被害対策への技術的支援</li> <li>・ 捕獲、追い払い技術等の普及促進</li> <li>・ 関係機関の連携・調整</li> </ul>
〈地域〉 能登町町会長区長会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置</li> <li>・ 食品残さの管理徹底（餌場を作らない）</li> </ul>
〈農業団体〉 JAおおぞら JA内浦町 石川県農業共済組合奥能登支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 農地等の保全・管理と指導</li> <li>・ 農作物残さの処理徹底・指導</li> </ul>
〈狩猟者団体〉 石川県猟友会鳳至・珠洲支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供</li> <li>・ 有害鳥獣の捕獲</li> <li>・ 捕獲場所、捕獲数等の報告</li> </ul>
〈林業関係〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供</li> </ul>

能登森林組合	・林地等の保全・管理と指導
--------	---------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術等の情報提供
石川県自然環境課	鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術等の情報提供
石川県里山振興室	鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術等の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>隊長 1名（能登町役場担当課長）          隊員 12名（うち猟友会員 8名、役場職員 4名）          ※民間隊員（猟友会員）は平成 29 年 4 月 1 日より委嘱</p>
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし
------

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>地域住民への研修を実施し、鳥獣への理解を深めるとともに、各集落における被害対策リーダーの育成を図る。</p>
---